

北九州市立地適正化計画 居住誘導区域の変更 理由書

1 変更内容

居住誘導区域(面積) 変更前	9,626 ha
変更箇所	▲ 30.67 ha
変更後	9,595 ha

■居住誘導区域 変更箇所一覧

No.	所在地	面積(ha)
①	門司区 大字門司、旧門司一丁目、畑田町	▲1.51
②	門司区 大久保三丁目、清見二丁目、清見三丁目、新開、鳴竹一丁目	▲12.79
③	門司区 上本町、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、鳴竹二丁目	▲2.44
④	門司区 大字門司、清滝五丁目、庄司町、長谷一丁目、丸山一丁目	▲6.77
⑤	門司区 白野江三丁目	▲0.34
⑥	門司区 大字大里、大里桃山町、不老町一丁目、不老町二丁目、柳町四丁目	▲0.86
⑦	門司区 吉志四丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目	▲0.81
⑧	小倉北区 須賀町	▲0.04
⑨	小倉南区 大字志井、志井三丁目、徳力七丁目	▲2.97
⑩	若松区 大字小石、小石本村町	▲0.24
⑪	若松区 古前一丁目、和田町	▲0.26
⑫	八幡東区 山路松尾町、松尾町	▲1.54
⑬	八幡西区 大字小嶺、小嶺台一丁目	▲0.01
⑭	八幡西区 石坂二丁目	▲0.09
	合計	▲30.67

2 変更理由

北九州市では、市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しを行い、令和7年1月24日に都市計画変更を行った。

他方、立地適正化計画の居住誘導区域については、都市再生特別措置法第81条第19項により、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を含まないこととされている。

については、令和7年1月24日に行った都市計画変更により、市街化調整区域となった区域のうち、北九州市立地適正化計画において居住誘導区域としていない箇所について、居住誘導区域から除外するもの。